

## 岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）新旧対照表

## 第 1 章 総 則

現行	修正案	修正理由																																				
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。<a href="#">平成 28 年 3 月 1 日最終改定</a>。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定 略</p> <p>1 岐阜県周辺の原子力事業所</p> <p>(1) 本計画で対象とする原子力事業所 <a href="#">原災法施行令</a>第 2 条の 2 の規定により、本県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。 次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。 略</p> <table border="1" data-bbox="225 1041 1228 1360"> <tr><td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市明神町</td></tr> <tr><td>号機</td><td>二</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>16.5 万 kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>新型転換炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>55.7 万 kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S54.3.20（運転終了 H15.3.29）</td></tr> </table> <p>(2) 近県に所在する原子力事業所 前記（1）以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下表に記載する <a href="#">4</a> 原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。 県は、これら近県事業所を運営する原子力事業所との間で取り交わした交換文書「原子事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下「近県事業所との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。</p>	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）	所在地	福井県敦賀市明神町	号機	二	電気出力	16.5 万 kW	原子炉型式	新型転換炉	熱出力	55.7 万 kW	燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。<a href="#">平成 29 年 7 月 5 日最終改正</a>。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定 略</p> <p>1 岐阜県周辺の原子力事業所</p> <p>(1) 本計画で対象とする原子力事業所 <a href="#">原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）</a>第 2 条の 2 の規定により、本県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。 次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。 略</p> <p>(2) 近県に所在する原子力事業所 前記（1）以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下表に記載する <a href="#">5</a> 原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。 県は、これら近県事業所を運営する原子力事業所との間で取り交わした交換文書「原子事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」（以下「近県事業所との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。</p> <table border="1" data-bbox="1469 1640 2472 1959"> <tr><td>事業者名</td><td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td></tr> <tr><td>発電所名</td><td>原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県敦賀市明神町</td></tr> <tr><td>号機</td><td>二</td></tr> <tr><td>電気出力</td><td>16.5 万 kW</td></tr> <tr><td>原子炉型式</td><td>新型転換炉</td></tr> <tr><td>熱出力</td><td>55.7 万 kW</td></tr> <tr><td>燃料種類</td><td>二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</td></tr> <tr><td>運転開始</td><td>S54.3.20（運転終了 H15.3.29）</td></tr> </table>	事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）	所在地	福井県敦賀市明神町	号機	二	電気出力	16.5 万 kW	原子炉型式	新型転換炉	熱出力	55.7 万 kW	燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）	<p>・時点更新</p> <p>・字句修正 （表記の統一）</p> <p>・原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う修正</p> <p>・原子力災害対策特別措置法施行令の改正に伴う修正</p>
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																					
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）																																					
所在地	福井県敦賀市明神町																																					
号機	二																																					
電気出力	16.5 万 kW																																					
原子炉型式	新型転換炉																																					
熱出力	55.7 万 kW																																					
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料																																					
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）																																					
事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構																																					
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）																																					
所在地	福井県敦賀市明神町																																					
号機	二																																					
電気出力	16.5 万 kW																																					
原子炉型式	新型転換炉																																					
熱出力	55.7 万 kW																																					
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料																																					
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）																																					



現行	修正案	修正理由
<p>第2章 原子力災害事前対策 略</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p>第5節 通信手段の確保 略</p> <p>1 略</p> <p>2 通信手段、経路の多様化 県及び市町村は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝走路の複数ルート化の推進を図る。 その他、防災通信設備等の整備については、「一般対策計画 第2章 第7節」による。</p> <p>第6節から第9節まで 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 略</p> <p>1 避難計画等の策定 (1)「広域避難方針」の策定 略 (2) 避難計画の策定 県は、国、原子力事業者及びその他防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。 避難計画の策定に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を越える避難を想定し、次のとおり順次計画を策定する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するものとする。 当面の市町村避難計画の策定は、概ね以下のとおりとする。</p> <p>①県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合 ・揖斐川町内での避難</p> <p>②対策強化地域の一部地域※でOILに基づき避難を要する場合 ※県のシミュレーションで年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町 ・市町村境を越える避難</p> <p>③対策強化地域※でOILに基づき避難を要する場合 ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町 ・県境を越える具体的な避難のあり方については、福井エリア地域原子力防災協議会における検討の結果等を踏まえ、考え方を整理 ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施</p> <p>【指針の指標】 略</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策 略</p> <p>第1節から第4節まで 略</p> <p>第5節 通信手段の確保 略</p> <p>1 略</p> <p>2 通信手段、経路の多様化 県及び市町村は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝走路の複数ルート化の推進を図る。 その他、防災通信設備等の整備については、「一般対策計画 第2章 第8節」による。</p> <p>第6節から第9節まで 略</p> <p>第10節 屋内退避、避難等活動体制の整備 略</p> <p>1 避難計画等の策定 (1)「広域避難方針」の策定 略 (2) 避難計画の策定 県は、国、原子力事業者及びその他防災関係機関の協力のもと、市町村が行う屋内退避及び避難計画の策定について必要な支援を行う。 避難計画の策定支援に当たっては、市町村内避難、市町村境を越える避難、県境を越える避難を想定し、次のとおり順次計画の策定を支援する。また、地域コミュニティの維持に着目し、努めて同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう支援する。 当面県が支援する市町村避難計画の策定内容は、おおむね以下のとおりとする。</p> <p>①県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合 ・揖斐川町内での避難</p> <p>②対策強化地域の一部地域※でOILに基づき避難を要する場合 ※県のシミュレーションで年間実効線量が100ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町 ・市町村境を越える避難</p> <p>③対策強化地域※でOILに基づき避難を要する場合 ※県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町 ・県境を越える具体的な避難のあり方については、福井エリア地域原子力防災協議会における検討の結果等を踏まえ、考え方を整理 ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを実施</p> <p>【指針の指標】 略</p>	<p>・字句修正 (節ずれの修正)</p> <p>・県の役割がよりわかりやすくなるよう修正</p>

現行	修正案	修正理由
<p>2から3まで 略</p> <p>4 避難所・避難方法等の周知          県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（<u>福井県において震度6以上の地震が発生した場合を除く。</u>）をいう。）や警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。</p> <p>5 略</p> <p>第11節 略</p> <p>第12節 原子力災害医療活動体制の整備          略</p> <p>1 略</p> <p>2 医療機関等との連携          県は、原子力災害時における医療体制を確保するため、あらかじめ<u>災害拠点病院</u>等との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>また、高度な緊急被ばく医療が必要である者もしくはそのおそれがある者が確認された場合に備え、<u>高度の緊急被ばく医療が行える医療機関を把握しておく</u>等、体制整備に努めるものとする。</p> <p>3から4まで 略</p> <p>第13節から第15節まで 略</p> <p>第16節 住民等への情報提供体制の整備          略</p> <p>1 情報項目の整理          県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、情報収集事態（<u>福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。</u>）<u>以下同じ。</u>）又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。</p> <p>なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることからお、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。</p> <p>3から4まで 略</p> <p>第17節から第22節まで 略</p>	<p>2から3まで 略</p> <p>4 避難所・避難方法等の周知          県は、避難計画を策定する市町村に対し、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう支援・助言するとともに、国、原子力事業者及び市町村と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。<u>以下同じ。</u>）や警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報を整理する。</p> <p>5 略</p> <p>第11節 略</p> <p>第12節 原子力災害医療活動体制の整備          略</p> <p>1 略</p> <p>2 医療機関等との連携          県は、原子力災害時における医療体制を確保するため、<u>汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」を指定するとともに、県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」の登録を進めるなど</u>、あらかじめ<u>医療機関</u>等との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>また、高度な緊急被ばく医療が必要である者もしくはそのおそれがある者が確認された場合に備え、<u>高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携を図る</u>等、体制整備に努めるものとする。</p> <p>3から4まで 略</p> <p>第13節から第15節まで 略</p> <p>第16節 住民等への情報提供体制の整備          略</p> <p>1 情報項目の整理          県は、国、市町村及び原子力事業者と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。</p> <p>なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることからお、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。</p> <p>3から4まで 略</p> <p>第17節から第22節まで 略</p>	<p>・原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>・原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>・原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p>



<p>原子力災害警戒本部体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報があったとき</li> <li>原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象<sup>※2</sup>が発生した旨の通報があったとき</li> <li>知事が必要と認めるとき</li> </ul> <p>※2：施設敷地緊急事態に該当する事象 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき</li> <li>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき</li> <li>全交流電源の喪失</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき</li> </ul> <p>等</p>	<p>全庁体制</p> <p>原子力災害警戒本部設置</p> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部員 本部要員</p>		<p>原子力災害警戒本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）が発生した旨の通報があったとき</li> <li>原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象<sup>※2</sup>が発生した旨の通報があったとき</li> <li>知事が必要と認めるとき</li> </ul> <p>※2：施設敷地緊急事態に該当する事象 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできない</u>とき</li> <li>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき</li> <li>全交流電源の喪失</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき</li> </ul> <p>等</p>	<p>全庁体制</p> <p>原子力災害警戒本部設置</p> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部員 本部要員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</li> </ul>
<p>災害対策本部体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</li> <li>県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象<sup>※3</sup>が発生した旨の通報があったとき</li> <li>知事が必要と認めるとき</li> </ul> <p>※3：全面緊急事態に該当する事象 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき</li> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による<u>当該原子炉への注水</u>ができないとき</li> <li>全ての非常用直流電源の喪失</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下したとき</li> <li>原子力事業所の区域の境界付近において毎時5μSv以上の放射線量が検出されたとき</li> </ul> <p>等</p>	<p>全庁体制</p> <p>災害対策本部設置</p> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部員 本部要員</p>		<p>災害対策本部体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象<sup>※3</sup>が発生した旨の通報があったとき</li> <li>知事が必要と認めるとき</li> </ul> <p>※3：全面緊急事態に該当する事象 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき</li> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置<u>及びこれと同等の機能を有する設備</u>による注水が<u>直ちにできない</u>とき</li> <li>全ての非常用直流電源の喪失</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下したとき</li> <li>原子力事業所の区域の境界付近において毎時5μSv以上の放射線量が検出されたとき</li> </ul> <p>等</p>	<p>全庁体制</p> <p>災害対策本部設置</p> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部員 本部要員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針の改正に伴う修正</li> </ul>

(2) から (3) まで 略

(4) 原子力災害警戒本部体制  
略

ア 組織

原子力災害警戒本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌を準用するものとし、緊急対策チームとして、指揮総括チーム、災害情報集約チーム、緊急時モニタリングチーム、医療救護チームを置く。

略

イからウまで 略

(2) から (3) まで 略

(4) 原子力災害警戒本部体制  
略

ア 組織

原子力災害警戒本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和37年岐阜県規則第89号）に掲げる組織及び事務分掌を準用するものとし、緊急対策チームとして、指揮総括チーム、災害情報集約チーム、緊急時モニタリングチーム及び医療救護チームを置く。

略

イからウまで 略

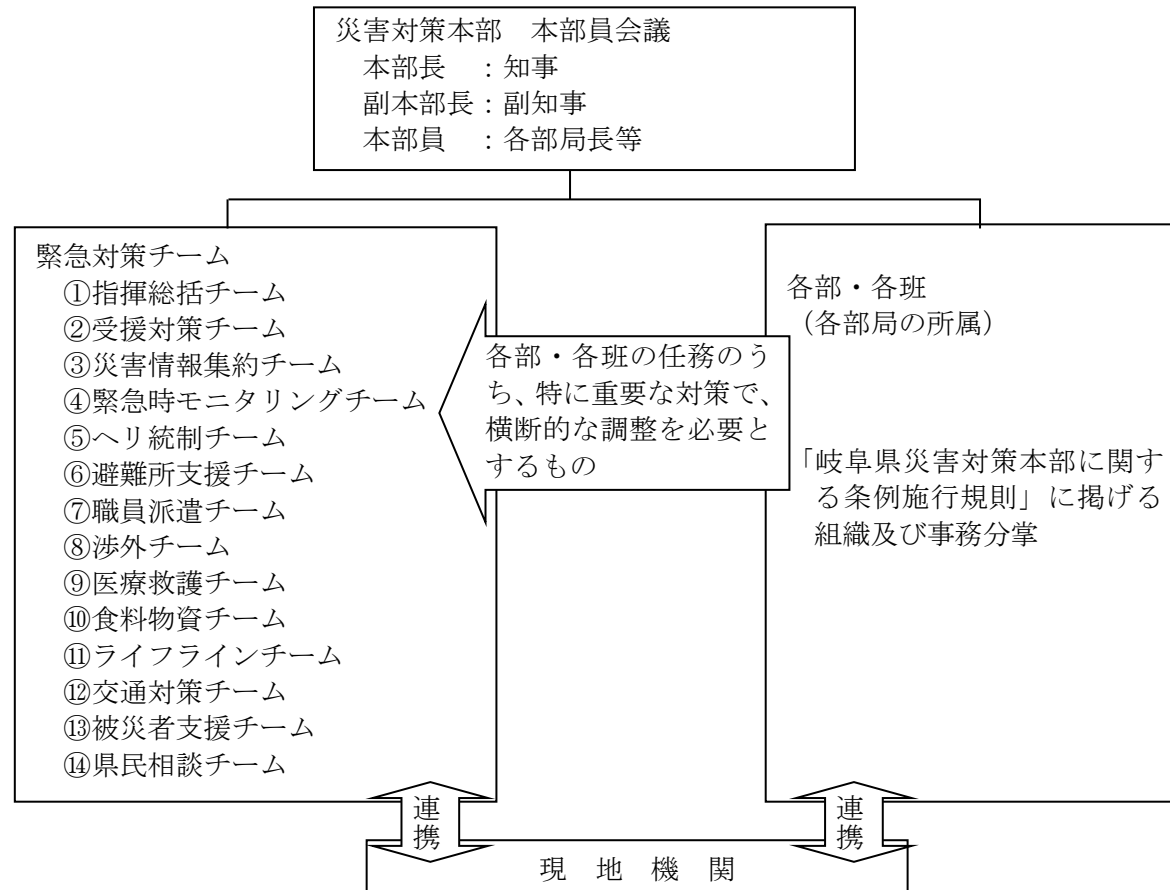
・字句修正  
(表記の統一)

(5) 災害対策本部体制

略

ア 組織

原子力災害対策本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌によるものとし、同規則に掲げる緊急対策チームを置く。



イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

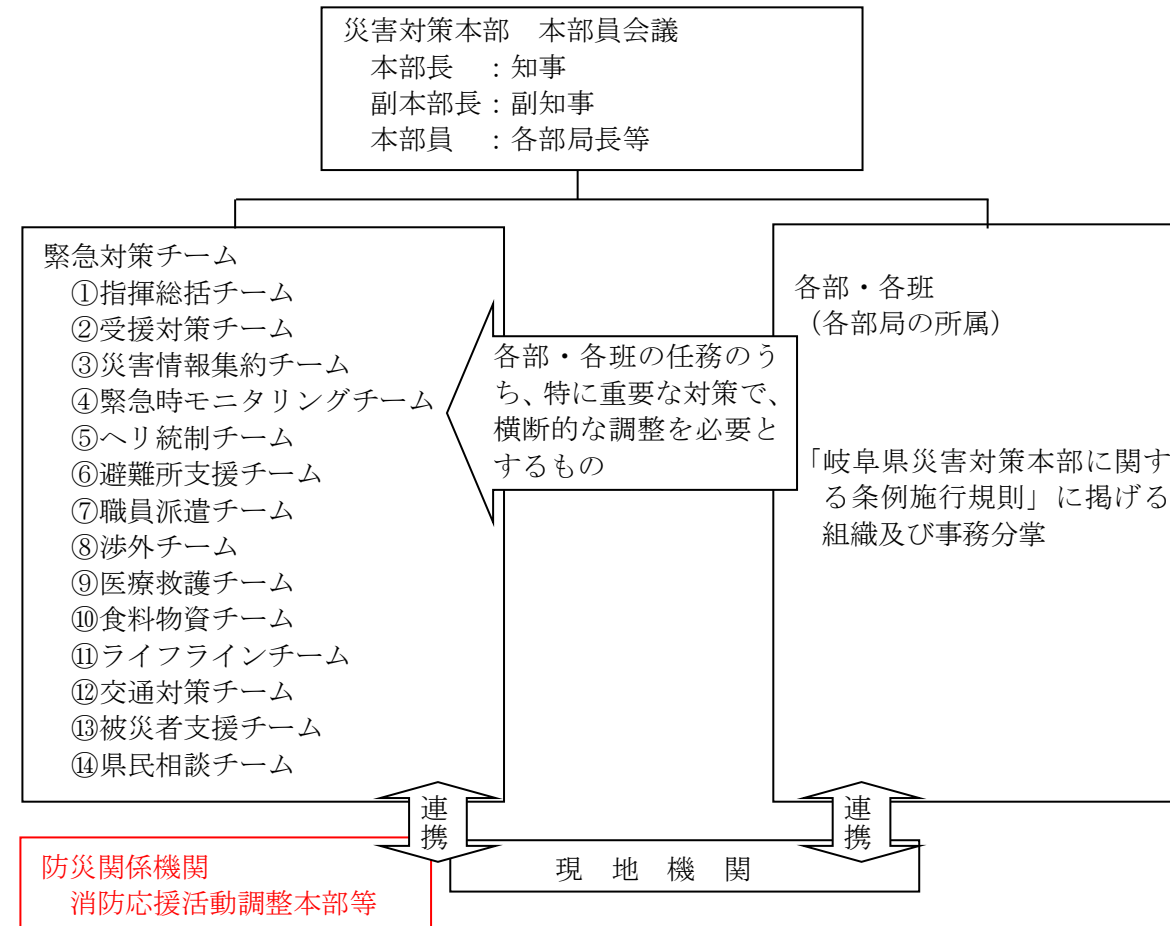
緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	<b>防災班</b> 危機管理政策班 消防班 <u>私学振興・青少年班</u> <u>廃棄物対策班</u> 健康福祉政策班

(5) 災害対策本部体制

略

ア 組織

原子力災害対策本部の組織、事務分掌については、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に掲げる組織及び事務分掌によるものとし、同規則に掲げる緊急対策チームを置く。



イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
⑥ 避難所支援チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課防災対策監	避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援、授業再開及びボランティアに関すること ・避難所運営の支援に関すること ・ボランティアの県内広域調整に関すること ・授業再開対策に関すること	<b>防災班</b> 危機管理政策班 消防班 <u>廃棄物対策班</u> <u>私学振興・青少年班</u> 健康福祉政策班

・防災関係機関を追記

・字句修正(建制順)

			地域福祉班 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班

ウ 略

2から6まで 略

第3節から第4節まで 略

第5節 屋内退避、避難等の防護活動  
略

1 屋内退避・避難の対応方針

(1) 略

(2) 避難等に係る判断、指示

国の原子力災害対策歩武は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（計測可能な判断基準：O I L）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

略

2から3まで 略

第6節 略

第7節 原子力災害医療活動  
略

1 組織等

(1) から (2) まで 略

(3) 医療従事者の派遣要請等

県は、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布、服用等の実施のため、災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。

			地域福祉班 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班

ウ 略

2から6まで 略

第3節から第4節まで 略

第5節 屋内退避、避難等の防護活動  
略

1 屋内退避・避難の対応方針

(1) 略

(2) 避難等に係る判断、指示

国の原子力災害対策歩武は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（避難の判断基準：O I L）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、当該措置を行うべき地域を管轄する市町村（被災市町村）に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

略

2から3まで 略

第6節 略

第7節 原子力災害医療活動  
略

1 組織等

(1) から (2) まで 略

(3) 医療従事者の派遣要請等

県は、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布、服用等の実施のため、原子力災害拠点病院等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び医療機器等の提供を要請する。

・字句修正  
(修正漏れ)

・原子力災害対策  
指針の改正に  
伴う修正



<p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等 略</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤の配布準備 略</p> <p>【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】</p> <table border="1" data-bbox="201 304 1350 583"> <thead> <tr> <th></th> <th>UPZ</th> <th>甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧町村単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)</td> <td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請</td> <td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。</p> <p>*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁 <a href="#">平成 27 年 12 月 24 日改定</a>) に基づくものとする。</p> <p>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p> <p>3 略</p> <p>第 8 節から第 14 節まで 略</p> <p>第 4 章から第 5 章まで 略</p>		UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧町村単位)	○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	<p>2 安定ヨウ素剤の服用指示等 略</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤の配布準備 略</p> <p>【安定ヨウ素剤の配布・服用に係る初動時の対応】</p> <table border="1" data-bbox="1463 304 2611 583"> <thead> <tr> <th></th> <th>UPZ</th> <th>甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧町村単位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)</td> <td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請</td> <td>○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。</p> <p>*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原子力規制庁 <a href="#">平成 28 年 9 月 30 日修正</a>) に基づくものとする。</p> <p>*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。</p> <p>3 略</p> <p>第 8 節から第 14 節まで 略</p> <p>第 4 章から第 5 章まで 略</p>		UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧町村単位)	○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	<p>・訓練結果をふまえた修正</p> <p>・時点更新</p>
	UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧町村単位)												
○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合開始 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請												
	UPZ	甲状腺等価線量が 50mSv/週となる可能性が示された地域 (旧町村単位)												
○全面緊急事態に該当する事象の通報 (原災法第 15 条)	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・揖斐川町において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○避難準備開始に合わせて、 ・保健所において、薬剤の調合準備 ・医療従事者派遣準備 ・避難対象区域を含む市町村において定める施設に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請												